

今日を支える、明日を変える。



第128期 定時株主総会 招 集 ご 通 知



日時

2023年6月28日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
2023年6月27日（火曜日）午後5時35分まで



場所

大阪市北区梅田三丁目1番1号

ホテルグランヴィア大阪 20階 な に わ 名庭の間
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)



議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬制度の一部変更の
件

目 次

第128期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	4
事業報告……………	22
連結計算書類……………	46
計算書類……………	49
監査報告書……………	52

株主総会の模様をインターネット上でライブ
配信いたしますので、是非ご視聴ください。

証券コード 4215

タキロンシーアイ株式会社

証券コード 4215

2023年6月6日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目1番3号

タキロンシーアイ株式会社

代表取締役社長 福田祐士

第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、後記の「議決権行使のお願い」のとおり議決権を行使することができますので、お手数ながら次頁のいずれかのウェブサイトアクセスし、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目1番1号 なにわ
ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭の間

3. 目的事項

- 報告事項
- 第128期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第128期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更の件

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下インターネット上の各ウェブサイトにて「第128期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<p>当社 ウェブサイト</p>	<p>https://www.takiron-ci.co.jp/ir/stock/meeting.html</p>	
<p>東証 ウェブサイト</p>	<p>https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 銘柄名（タキロンシーアイ）またはコード（4215）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。</p>	
<p>株主総会 ポータル® (三井住友信託銀行)</p>	<p>https://www.soukai-portal.net 同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLからアクセスし、議決権行使書用紙に記載のID・初期パスワードをご入力ください。</p>	<p>QRコードは議決権行使書用紙にございます。</p>

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

なお、「第128期定時株主総会招集ご通知」に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにてその旨および修正前後の事項を掲載させていただきます。

【書面交付請求をされなかった株主様へ】

基準日までに書面交付請求をされなかった株主様には、上記ウェブサイトに掲載の株主総会参考書類（議案および参考事項）の要旨をご送付しております。

次回以降、書面での資料の送付を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、基準日までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求のお手続き等につきましては、当社株主名簿管理人 三井住友信託銀行またはお取引の証券会社までお問合せください。

【書面交付請求をされた株主様へ】

基準日までに書面交付請求をされた株主様には、法令および当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した交付書面をご送付しております。

なお、以下①、②の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、交付書面には記載せず、上記のウェブサイトに掲載しております。これらは、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、併せて監査しております。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下のいずれかの方法により、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。なお、株主総会の模様をライブ配信いたしますので是非ご視聴ください。

【事前に議決権を行使される場合】

スマートフォン等

同封の議決権行使書用紙右下に記載されたQRコードを読み取っていただき、画面の案内にしたがって、2023年6月27日（火曜日）午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力ください。

パソコン等

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2023年6月27日（火曜日）午後5時35分までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、賛否のご入力に必要な「議決権行使コード」および「パスワード」は同封の議決権行使書裏面に記載しております。

議決権行使書

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時35分までに到着するようご郵送ください。

<議決権行使書の賛否のお取扱い>

議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

<重複して議決権を行使された場合のお取扱い>

スマートフォン・パソコン等と議決権行使書の郵送の双方により重複して議決権を行使された場合は、入力・到着日時を問わずスマートフォン・パソコン等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

また、スマートフォン・パソコン等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【株主総会にご出席される場合】

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、2021年4月よりスタートした中期経営計画「変革への決意 Commit to Transformation 2023」に沿い「1. 社会課題の解決、2. 新事業・新製品・新技術の獲得、3. ポータリティの加速、4. デジタルの実装、5. グループ経営の再整備、6. 経営基盤の進化」の6つの重点実施項目を着実かつ速やかに実行すべく邁進してまいりました。

また、株主様への還元策として、業績および中長期的な事業計画などを総合的に勘案し、配当性向40%を目安に安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

第128期の期末配当につきましては、上記の方針および連結業績を勘案いたしまして、1株当たり4円とさせていただきます。これにより、中間配当金11円を加えた年間配当金は15円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 4円 総額 390,126,956円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、指名・報酬委員会での審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

男性6名、女性1名

候補者番号	氏名	現在の当社における地位と担当	取締役会出席率
1	さいとう かずや 齋藤 一也 再任	取締役会長	100% (17/17回)
2	ふくだ ゆうじ 福田 祐士 再任	代表取締役社長	100% (13/13回)
3	たまき としお 玉木 敏夫 新任	常務執行役員 経営企画本部長 兼 循環適応型素材事業 推進担当 兼 CCO	—
4	ふくしま のぼる 福島 昇 新任	常務執行役員 経営管理本部長 兼 CIO	—
5	はたの けんいち 羽多野 憲一 再任 社外 独立	取締役	100% (17/17回)
6	こうさか よしこ 高坂佳詩子 再任 社外 独立	取締役	100% (17/17回)
7	かいで たけし 貝出 健 再任 社外 独立	取締役	100% (13/13回)

(注) 高坂佳詩子氏の戸籍上の氏名は、宮端佳詩子（みやばたよしこ）であります。

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所届出独立役員

候補者番号 1 さいとう かずや 齋藤 一也 (1959年1月18日生) 再任



所有する当社株式の数
82,144株
取締役会出席率
100%(17/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	伊藤忠商事株式会社入社
2012年4月	同社執行役員 同社化学品部門長
2014年6月	当社執行役員 当社社長付
2014年11月	当社高機能材事業部長 兼 東京支店長
2015年6月	当社取締役 兼 執行役員
2016年4月	当社物流担当 兼 高機能材事業担当 兼 海外事業担当
2016年6月	当社取締役 兼 常務執行役員
2017年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 当社高機能材事業本部長
2018年4月	当社環境資材事業本部長
2019年4月	当社代表取締役社長COO
2020年4月	当社代表取締役社長
2023年4月	当社取締役会長 (現在)

■ 取締役候補者
とした理由

伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門に携わり、2015年当社取締役に就任、高機能材事業本部長、環境資材事業本部長、2019年代表取締役社長COO、2020年代表取締役社長を経て、2023年4月取締役会長に就任いたしました。現在会長として事業の拡大と高収益化を推進しており、当社の海外分野を含めた事業全般に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

- (注) 1. 齋藤一也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社における現在および過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

候補者
番号

2 ^{ふく} ^だ ^{ゆう} ^じ 福田 祐士 (1957年1月21日生)

再任



所有する当社株式の数
46,190株
取締役会出席率
100%(13/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
2005年 1月 同社業務部長
2006年 5月 同社化学品部門長
2006年 6月 同社執行役員
2008年 4月 同社生活資材・化学品カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント 兼 化学品部門長
2009年 4月 同社常務執行役員
2012年 4月 同社エネルギー・化学品カンパニープレジデント
2012年 6月 同社代表取締役常務執行役員
2015年 4月 同社代表取締役専務執行役員
2016年 4月 同社専務執行役員
同社アジア・大洋州総支配人 兼 伊藤忠シンガポール会社社長 兼 CP・CITIC管掌
2019年 4月 同社副社長執行役員
同社東アジア総代表 兼 アジア・大洋州総支配人 兼 CP・CITIC管掌
2019年 6月 同社代表取締役副社長執行役員
2022年 4月 同社理事
2022年 6月 当社代表取締役副社長執行役員
社長補佐 兼 経営企画・研究開発・海外事業管掌
2023年 4月 当社代表取締役社長 (現在)

■ 取締役候補者 とした理由

伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門ならびに同社の経営に携わり、2012年同社代表取締役に就任、2019年より同社代表取締役副社長執行役員を務め、2022年当社代表取締役副社長執行役員を経て、2023年4月代表取締役社長に就任いたしました。現在経営および業務執行の最高責任者として事業の拡大と高収益化を推し進めており、海外事業会社を含め、経営に関する豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

- (注) 1. 福田祐士氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社における現在および過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

候補者番号 3 ^{たまきとしお} 玉木 敏夫 (1961年11月30日生) 新任



所有する当社株式の数
34,769株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
 2012年4月 当社高機能材事業部東京高機能材営業部長
 2016年4月 当社高機能材事業部長 兼 東京支店長
 2016年6月 当社執行役員
 当社高機能材事業部長
 2018年4月 当社常務執行役員（現在）
 当社高機能材事業本部長
 2021年4月 当社経営企画本部長
 2021年10月 当社経営企画本部長 兼 循環適応型素材事業推進担当
 2023年4月 当社経営企画本部長 兼 循環適応型素材事業推進担当 兼
 CCO（現在）

■ 取締役候補者
とした理由

東京高機能材営業部長、高機能材事業部長を務め、2016年執行役員、2018年常務執行役員に就任、同年高機能材事業本部長を経て、2021年より経営企画本部長を務め、現在コンプライアンスの統括責任者としてCCOを兼任しております。当社の経営および事業全般に豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

(注) 玉木敏夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

ふくしま
福島

のぼる

昇 (1963年12月7日生)

新任



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2012年 5月 同社機械カンパニーCFO補佐 兼 機械経理室長
- 2014年 5月 同社経理部経理企画室長
- 2015年 4月 同社経理部長代行 兼 経理企画室長
- 2016年 5月 同社住生活カンパニーCFO
- 2018年 5月 同社東アジア総代表補佐経営管理担当 兼 東アジア経営管理グループ長 兼 上海伊藤忠商事有限公司出向
- 2022年 5月 当社執行役員
当社経営管理本部長
- 2023年 4月 当社常務執行役員 (現在)
当社経営管理本部長 兼 CIO (現在)

■ 取締役候補者
とした理由

伊藤忠商事株式会社において長年にわたり財務・経理部門に携わり、2016年同社住生活カンパニーCFO、2018年同社東アジア総代表補佐経営管理担当を務め、2022年当社執行役員に就任、同年より経営管理本部長を務め、2023年4月常務執行役員に就任、現在情報戦略の統括責任者としてCIOを兼任しております。複数の海外事業会社での実務経験を含め、財務・経理分野を中心に豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

- (注) 1. 福島昇氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社における現在および過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

候補者
番号

5 は た の け い ち
羽多野憲一 (1947年12月28日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
14,244株
取締役会出席率
100%(17/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1966年 3月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社
1998年 6月 同社無機工業事業部大阪工業薬品部長
2001年 4月 同社工業薬品事業部大阪工業薬品部長
2001年 6月 同社工業薬品事業部第一工業薬品部長
2003年 6月 同社工業薬品事業部長 兼 工業薬品事業部第一工業薬品部長
2005年 6月 同社執行役員
同社工業薬品事業部長
2007年10月 同社常務執行役員
2009年 6月 同社代表取締役常務執行役員
2010年 4月 同社代表取締役専務執行役員
2013年 4月 同社代表取締役専務執行役員退任
2013年 6月 同社取締役退任
住友精化株式会社社外取締役
2015年 6月 同社社外取締役退任
2018年 6月 当社取締役（現在）

■ 社外取締役候補者
とした理由
および期待される
役割の概要

長年総合化学メーカーの経営に携わって培われた豊富な経験と知見を活かし、2018年当社社外取締役に就任して以来、独立した立場から積極的な発言を行っており、引き続き、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年ととなります。

■ 独立性について

羽多野憲一氏は、2013年4月まで住友化学株式会社の業務執行者でありました。当社は同社から原材料の仕入等で取引がありますが、取引金額の割合は、2%未満であり、主要な取引先には該当しません。同氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本議案において同氏の再任が承認された場合、当該指定を継続する予定であります。

(注) 1. 羽多野憲一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

候補者
番号

6 こうさか よしこ
高坂佳詩子 (1976年9月20日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
5,955株
取締役会出席率
100%(17/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年10月 弁護士登録
西村法律会計事務所入所
2007年7月 弁護士登録抹消（育児休業等のため）
2013年1月 弁護士再登録
鷹喜法律事務所入所
2016年4月 色川法律事務所（現 弁護士法人色川法律事務所）入所
（現在）
2020年6月 当社取締役（現在）
2022年6月 株式会社カネミツ社外監査役（現在）

■ 社外取締役候補者 とした理由 および期待される 役割の概要

弁護士として高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を活かし、2020年当社社外取締役役に就任して以来、独立した立場から積極的な発言を行っており、引き続き、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、今後も上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

■ 独立性について

高坂佳詩子氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本議案において同氏の再任が承認された場合、当該指定を継続する予定であります。

- (注) 1. 高坂佳詩子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。
3. 同氏の戸籍上の氏名は、宮端佳詩子（みやばたよしこ）であります。

候補者
番号

7 かい で
貝出

たけし
健

(1955年3月16日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
1,911株
取締役会出席率
100%(13/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 三井石油化学工業株式会社（現 三井化学株式会社）入社
2003年 1月 シンガポールMitsui Chemicals Asia, Ltd. 副社長
2004年10月 三井化学（上海）有限公司常務副総経理 兼 中国PTA営業統括
2005年 6月 三井化学株式会社合繊原料事業部副事業部長
2010年10月 同社PTA・PET事業部長 兼 Siam Mitsui PTA Co., Ltd. 社長
2013年 4月 同社理事 米州総代表 兼 三井化学アメリカ社長
2015年 4月 同社常務理事 兼 株式会社プライムポリマー代表取締役社長
2018年 4月 三井化学東セロ株式会社代表取締役社長執行役員
2021年 4月 同社相談役
2022年 3月 同社相談役退任
2022年 6月 当社取締役（現在）

■ 社外取締役候補者 とした理由 および期待される 役割の概要

長年総合化学メーカーにおいて携わった事業推進や海外を含む複数の事業会社の経営にて培われた豊富な経験と知見を活かし、2022年当社社外取締役に就任して以来、独立した立場から積極的な発言を行っており、引き続き、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

■ 独立性について

貝出健氏は、2015年3月まで三井化学株式会社、2018年3月まで株式会社プライムポリマーの業務執行者でありました。当社は各社から原材料の仕入等で取引がありますが、取引金額の割合は、2%未満であり、主要な取引先には該当しません。また、2021年3月まで三井化学東セロ株式会社の業務執行者でありました。当社グループは同社グループから原材料の仕入や製品の販売等で取引がありますが、取引金額の割合は、2%未満であり、主要な取引先には該当しません。
同氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本議案において同氏の再任が承認された場合、当該指定を継続する予定であります。

- (注) 1. 貝出健氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、羽多野憲一、高坂佳詩子、貝出健の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考)「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、社外役員候補者の選定にあたり、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、以下の当社独自基準を満たす候補者を選定することとしております。

当社は、社外役員が独立性を有していると判断するには、当該社外役員が以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならないものとします。

1. 当社グループを主要な取引先とする者（当該取引先グループの連結売上高のうち、当社グループへの売上が2%以上）またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（当社グループの連結売上高のうち、当該取引先グループへの売上が2%以上）またはその業務執行者
3. 当社のメインバンク、主幹事証券会社、会計監査人である監査法人に所属する者
4. 当社から役員報酬以外に一定額（年間1,000万円）以上の金銭その他財産上の利益を受けている弁護士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、これらに所属する者を含む。）
5. 就任の前10年以内のいずれかの時において、当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役、兄弟会社の業務執行者
6. 当社の主要株主（親会社を除き総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
7. 当社グループの業務執行者または上記1から6までに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
8. 最近5年間に於いて、上記1から4、6、7に該当していた者
9. 社外取締役の在任期間が通算8年間を超えることになった者

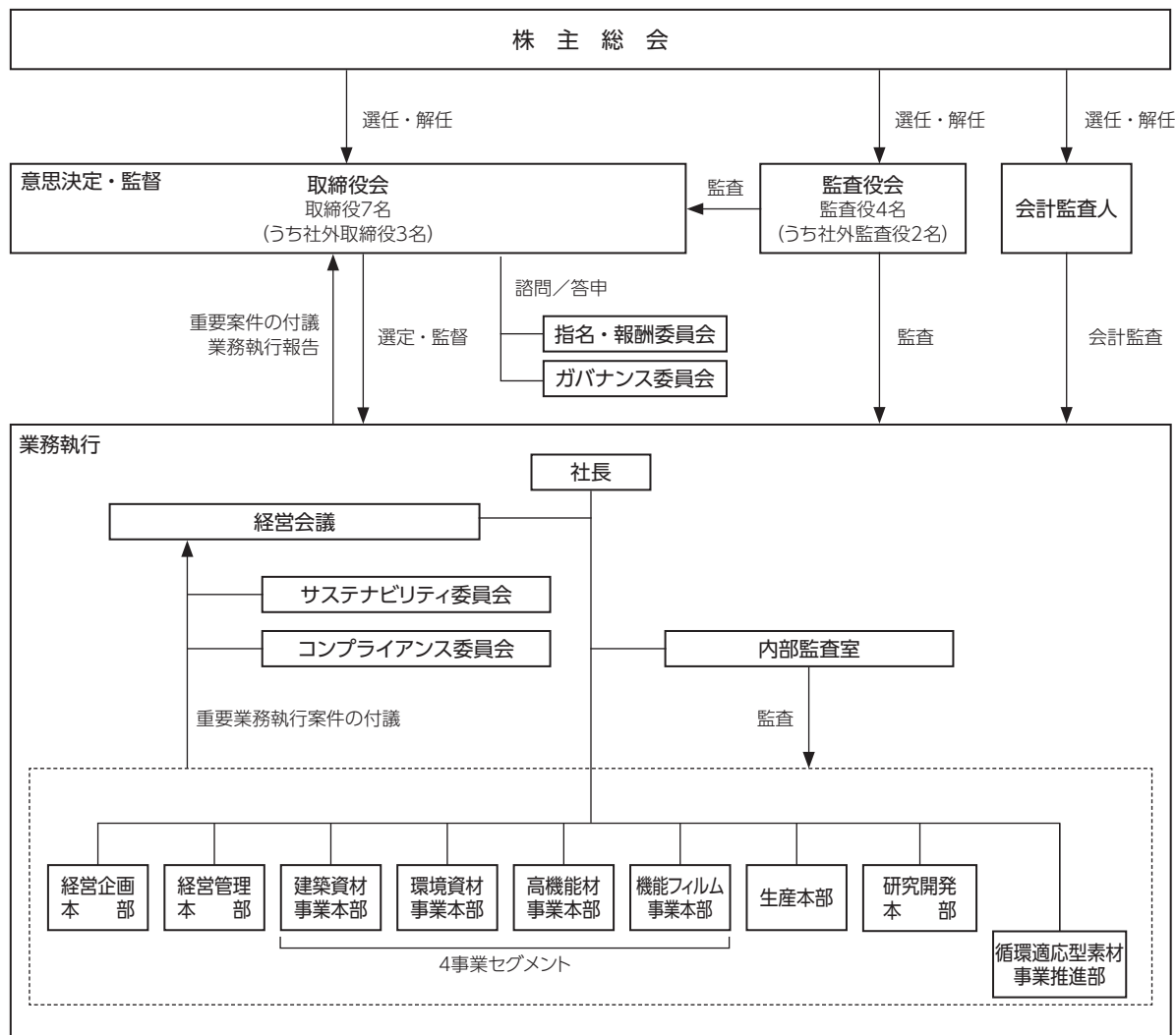
(ご参考) スキルマトリックス (第2号議案が原案通り承認された場合)

当社グループ企業理念の実現、事業ポートフォリオ戦略の実行およびSDGs経営の推進等を図るため、当社の取締役および監査役が備えるべきスキルを「スキルマトリックス」として定義しております。

第2号議案が原案通り承認された場合、各取締役および各監査役の「スキルマトリックス」は以下のとおりとなります。

	スキル	企業 経営	環境・ 社会	財務・ 会計	人材 開発	法務・ ガバナンス	営業・ マーケティング	技術・ 研究 開発	グローバル
取締役	齋藤 一也	●	●			●	●		●
	福田 祐士	●		●	●	●	●		●
	玉木 敏夫	●	●				●		
	福島 昇	●		●	●	●			●
	羽多野 憲一	●			●		●	●	
	高坂 佳詩子			●		●			
	貝出 健	●					●		●
監査役	岡嶋 俊郎		●		●	●		●	
	金富 正道	●		●		●			●
	大砂 雅子	●	●		●		●		●
	荒木 隆志	●		●		●			

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制図 (第2号議案が原案通り承認された場合)



(ご参考) 取締役会の諮問機関

指名・報酬委員会

取締役・監査役・執行役員の指名および取締役・執行役員の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬に係る重要な事項については、同委員会での審議を経て取締役会で決定することとしています。

主要な審議事項

- 取締役・監査役・執行役員の候補者選任基準
- 取締役・監査役・執行役員の個別の選任議案の検証
- 代表取締役・役付取締役の選定および解職に関する事項
- 取締役・執行役員の報酬制度
- 取締役・執行役員の報酬決定のプロセスの検証

委員会の構成 (2023年4月1日現在)

委員長	独立社外取締役	高坂佳詩子
委員	取締役社長	福田 祐士
	独立社外取締役	羽多野憲一

ガバナンス委員会

コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、ガバナンス関連の重要事項等の審議やコーポレートガバナンス・コード（補充原則4-8③）で求められている支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為についての審議等を行うため、独立社外取締役が委員の過半数を占めるガバナンス委員会を設置しています。

主要な審議事項

- ガバナンス関連の重要事項
- 取締役会の実効性評価
- 支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為（※）
（※）独立社外取締役のみで審議

委員会の構成 (2023年4月1日現在)

委員長	独立社外取締役	羽多野憲一
委員	取締役社長	福田 祐士
	独立社外取締役	高坂佳詩子
	独立社外取締役	貝出 健
	独立社外監査役	荒木 隆志

(ご参考) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の機能を向上させることを目的に、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果明らかとなった課題に取り組んでおります。2022年度の実効性評価については以下のとおりです。

評価方法

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. 評価プロセスに関するガバナンス委員会での審議 | 4. 評価結果に関するガバナンス委員会での審議 |
| 2. 取締役・監査役による自己評価アンケートの実施 | |
| 3. 取締役・監査役による意見交換 | 5. 取締役会における評価 |

評価結果

1. 2022年度に改善された項目

前回評価で設定した2022年度の優先課題5項目に対する取り組みの結果、以下のとおり改善が確認されました。

- (1) 中長期視点での議論の拡充
事業ポートフォリオマネジメントの構築に向けた論点・タスク整理を開始するとともに、取締役会における中長期の戦略・計画、ESGテーマに関する議論を充実させていくべきとの課題に対し、取締役会の運営を改善し議論を行う場を設けました。
- (2) ガバナンス深化のための基本的な考え方の整理
ガバナンス委員会にて当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方について審議し、取締役会へ答申いたしました。
- (3) 経営支援プログラムの拡充
2023年度からのプログラムの運用に向け、役員向けの情報提供体制の整備や役員候補者向けの体系的・計画的なトレーニング内容の充実化を図りました。
- (4) サステナビリティ課題への取り組み強化
サステナビリティ経営の推進に関して俯瞰的かつ長期的な視点で全体統制を図る仕組みとして、2022年4月1日付でサステナビリティ委員会を設置し、委員会開催毎に取締役会へ報告を実施いたしました。
- (5) 株主・投資家との対話の充実
株主・投資家との対話や更なる説明の充実を図るため、説明会の継続開催や個人投資家向けページの開設等を実施いたしました。

2. 2022年度の実効性評価と今後の取り組み

評価の結果、取締役会の構成や取締役会での審議の活性化に対する取り組みなど、概ね良好な評価が得られており、取締役会全体としては適切に機能し、実効性は確保されていると判断いたしました。今後は、以下の3項目を優先課題として改善に向けた取り組みを推進し、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。

- (1) 中長期視点での議論の拡充
- (2) ガバナンスに関する制度・仕組みの見直し
- (3) 経営支援・人材育成プログラムの拡充

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、指名・報酬委員会での審議を経ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ほんだ たかし
本多 崇志 (1972年12月24日生)



所有する当社株式の数
 0株

略歴および重要な兼職の状況

1996年10月	青山監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所
2001年 4月	公認会計士登録
2003年 7月	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース（現 PwC税理士法人）入所
2007年10月	税理士登録
2014年10月	本多公認会計士事務所所長 税理士法人エキスパートリンク入所
2016年 9月	同代表社員
2020年 8月	本多崇志公認会計士・税理士事務所所長（現在） プログレッシブ・アドバイザー合同会社代表社員（現在）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

長年、監査法人、税理士法人に勤務され、これらの豊富な経験と知見および公認会計士・税理士としての財務・会計に関する高度な専門性を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。

■ 独立性について

本多崇志氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、本議案において同氏の選任が承認され監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

■ 責任限定契約について

当社は、本多崇志氏の選任が承認され監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

■ 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

本多崇志氏の選任が承認され監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

-
- (注) 1. 本多崇志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更の件

1. 提案の理由および変更を相当とする理由

当社は、2018年6月27日開催の第123期定時株主総会において、当社の取締役（非業務執行取締役を除きます。）に対する株式報酬制度（以下、「旧制度」といいます。）の導入につきご承認いただきました。その後、2019年6月26日開催の第124期定時株主総会においては旧制度の一部の内容（旧制度に基づき取締役に当社株式を交付するために必要な当社株式として当社が拠出する金額の上限額、各取締役の交付株式数算定の基礎となる付与ポイント数の上限等）を改定することについて、さらに、2021年6月25日開催の第126期定時株主総会においては旧制度を業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に改定することについて、株主の皆様のご承認をいただき（なお、2021年6月25日開催の第126期定時株主総会における上記ご承認の決議を、以下、「前回決議」といいます。）、現在に至るまで運用しております。

本制度の当初の対象期間（2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までの期間）における業績連動指標（本制度に基づき取締役に交付する当社株式数の算定の基礎となるポイントの付与基準）は、中期経営計画CX2023（2022年3月期～2024年3月期）に掲げた業績目標の達成率としておりましたが、前回決議以降、当社の事業環境が、同計画策定時から急速に変化したこと等から、今般、同計画を2年間に短縮したうえで終了とし、新たに2023年度単年度経営計画を策定したため、これに伴い、本制度における業績連動指標を変更することについてご承認をお願いするものであります。その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、引き続き、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものですが、かかる目的を達成するためには、絶えず変化する事業環境を踏まえた業績連動指標に連動させることが必要であることから、本議案による本制度の一部変更は相当であると考えております。

また、本議案は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った取締役の報酬の支給のために必要かつ合理的な内容となっており、この観点からも相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（非業務執行取締役を除く取締役）は4名となります。

※本制度は、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても導入しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、執行役員についても、取締役会決議により、同様に変更する予定です。

2. 本制度変更後の内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

(2) 本制度の改定内容

前回決議において、当初の対象期間については、ポイントの付与基準である業績連動指標を「中期経営計画CX2023（2022年3月期～2024年3月期）に掲げた業績目標の達成率」としておりましたが、2024年3月末日に終了する事業年度については「2023年度単年度経営計画に掲げた業績目標の達成率」に変更いたします。また、当初の対象期間終了後の業績連動指標につきましては、当社の取締役会において決定することといたします。

変更後の本制度の概要は以下のとおりであり、上記の業績連動指標の変更以外は、前回決議にてご承認いただいた内容から変更ございません。

① 本制度の対象者	当社取締役（非業務執行取締役を除く。）
② 対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで (ただし、取締役会の決定により、3事業年度以内の期間を都度定めて延長することができる。)
③ ②の対象期間3年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金90百万円 (ただし、対象期間を延長した場合は、当該延長分の対象期間における上限は、当該延長分の対象期間の事業年度数に金30百万円を乗じた金額)
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり30,000ポイント (1ポイントは当社株式1株。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、1ポイントあたり株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整される。)
⑥ ポイント付与基準	【変更前】当初の対象期間は、中期経営計画CX2023（2022年3月期～2024年3月期）に掲げた業績目標の達成率に応じて算出される数のポイントを付与 【変更後】当初の対象期間のうち、2023年度は、2023年度単年度経営計画に掲げた業績目標の達成率に応じて算出される数のポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、社会経済活動が正常化に向かい景気に持ち直しの動きが見られたものの、ウクライナ情勢の長期化、世界的なエネルギー価格や原材料価格の上昇など先行きが不透明な状況が続きました。当社グループを取り巻く環境におきましては、年度上期の半導体活況に支えられた製造設備関連事業やマンション改修工事の需要は概ね堅調に推移したものの、土木インフラ業界全体の低迷や世界的な金融引締め等を背景とした海外市場の減速、原材料価格の販売価格への転嫁の遅れなど予断を許さない状況が続きました。

このような環境のもと、中期経営計画「変革への決意 Commit to Transformation 2023 (CX2023)」の2年目として、「1. 社会課題の解決、2. 新事業・新製品・新技術の獲得、3. ボードレスの加速、4. デジタルの実装、5. グループ経営の再整備、6. 経営基盤の進化」の6つの重点実施項目を設定し計画達成に向け事業活動を行ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は1,457億2千5百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は57億9千1百万円（前年同期比33.1%減）、経常利益は59億2千3百万円（前年同期比34.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は24億6千万円（前年同期比63.1%減）となりました。

次に、各事業のセグメント別の概況をご報告申し上げます。

(ご参考)

●売上高



●経常利益



●営業利益



●親会社株主に帰属する当期純利益



建築資材事業セグメント

住設建材事業は、建設資材や畜産飼料価格の高騰による設備投資減少の影響を受け、非住宅物件および畜産資材の販売が低調に推移しましたが、原材料価格高騰に伴う製品値上げによる売上高の増加やサイネージの需要回復もあり、事業全体では増収となりました。

床・建装事業は、床材は国内におけるマンション改修物件が好調に推移しました。建装資材は海外市場の主力である欧州市場が更に減速し、事業全体の売上高はほぼ前年並みの結果となりました。

その結果、建築資材事業セグメントの売上高は447億9千5百万円（前年同期比0.8%増）、営業利益は24億8千4百万円（前年同期比8.5%減）となりました。

環境資材事業セグメント

アグリ事業は、肥料を含む農業資材の価格高騰により生産者の投資意欲が低下し、販売量は低調に推移しましたが、価格改定や販売戦略の見直しにより増収となりました。

インフラマテリアル事業は、業界全体に新型コロナウイルス感染症による土木工事の発注数の減少および工事の中断などの影響が継続しており、当社インフラマテリアル事業全体で大型受注案件の長期中断や工事計画自体の変更などの影響が継続したため、減収となりました。

その結果、環境資材事業セグメントの売上高は548億1千6百万円（前年同期比1.7%増）、営業利益は3億4百万円（前年同期比78.3%減）となりました。

高機能材事業セグメント

高機能材事業は、前半の半導体需要の堅調から一転、後半は中国への輸出規制の影響もあり、製造装置向けの工業用プレート、エンプラ材の販売は大きく減速しました。電子回路基板向けのナノ材料販売は、DRAMを中心としたメモリー市況の悪化が響き前年を下回りました。一方、眼鏡フレーム用アセテート板の販売は、海外ブランドメーカーからの引き合いが旺盛で伸長しました。マイクロモータは、上海ロックダウンによる操業停止の影響を受けましたが、操業再開後は民生用機器向けを中心に高い水準を維持しました。

その結果、高機能材事業セグメントの売上高は227億2千9百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益は26億3百万円（前年同期比17.2%減）となりました。

機能フィルム事業セグメント

ボンセット事業は、シュリンクフィルムが国内および欧州市場で原材料価格高騰に伴う製品値上げにより増収、北米市場では上期の原材料不足および下期の流通在庫調整の影響により数量面では苦戦を強いられたものの製品値上げと円安により増収となりました。

サンジップ事業は、ジッパーテープが国内販売は堅調ながら、海外販売は上海ロックダウンにより2か月間に亘る操業停止を余儀なくされた影響により減収となりました。

その結果、機能フィルム事業セグメントの売上高は224億4千2百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益は1億2千6百万円（前年同期比91.2%減）となりました。

セグメント別売上高

（単位：百万円）

セグメント	前 期		当 期	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
建 築 資 材 事 業	44,418	31.3%	44,795	30.7%
環 境 資 材 事 業	53,874	38.0%	54,816	37.6%
高 機 能 材 事 業	21,625	15.2%	22,729	15.6%
機 能 フ ィ ル ム 事 業	21,352	15.0%	22,442	15.4%
そ の 他	664	0.5%	940	0.7%
合 計	141,936	100.0%	145,725	100.0%

（注）「その他」は、他の事業に含まれないセグメントであり、試験機の販売事業等を含みます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資等の総額は50億7千万円で、その主なものは生産設備の更新等です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、重要な増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

<2023年度の見通し>

2023年度の日本経済の見通しにつきましては、各種政策の効果や新型コロナウイルス感染症対策の緩和、世界経済の回復予想もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。一方、原油価格相場は高値のピークは越えたものの、引き続き、不安定な国際情勢等による原材料価格の高止まりや副資材、電力価格の上昇懸念、金融資本市場の変動にも十分注意する必要性があり、予断を許さない状況です。

<中期経営計画の終了と単年度計画の策定>

このような環境のもと、当社は2021年度にスタートした中期経営計画「変革への決意 Commit to Transformation 2023 (CX2023)」において、3か年の定量目標および「1. 社会課題の解決、2. 新事業・新製品・新技術の獲得、3. ボードレスの加速、4. デジタルの実装、5. グループ経営の再整備、6. 経営基盤の進化」の6つの重点実施項目を設定して2年間事業活動を行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響や昨今の世界経済情勢を受け、原材料価格や電力価格の高騰や土木工事の減少・中断等の急速な事業環境の変化は、中期経営計画策定時の前提とは大きな乖離を生じ、当社2023年3月期業績は大幅な減益決算となりました。

これら状況を踏まえて総合的に判断した結果、中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）「変革への決意 Commit to Transformation 2023 (CX2023)」は2年に短縮した上で終了とし、本来の最終年度である2024年3月期は、今般策定しました単年度経営計画の達成、ならびに収益力改善に主眼を置いたタキロンシーアイグループ全体の構造改革を実施することとし、併せて2024年度を初年度とする次期中期経営計画の策定を行う予定です。

①2023年度単年度定量計画

売上高	1,540億円	連結純利益	50億円	ROE	5.3%
営業利益	78億円	営業利益率	5.1%	ROA	3.3%

上記定量計画達成に向け、上昇コストの製品価格転嫁に加え、戦略的購買の実施、経費節減や目標管理による原価低減効果の取り出し、製品の統廃合による生産性向上など、足元の事業収益改善を着実に実施しながら赤字事業・会社数削減、赤字幅圧縮を図るとともに、事業構造改革に資するM&Aにも積極的に取り組んでまいります。

②2023年度定性計画実施項目

イ. 事業構造改革の推進

ROICを指標として既存事業を再評価した上で、事業ポートフォリオの見直しを進めてまいります。また、グループ会社の経営管理をよりきめ細かく行うべく、グループ会社の管理専門組織の設置を含めた管理機能の強化を図ります。

ロ. ガバナンス体制の深化

経営会議・取締役会の付議基準を見直し、監督と執行の役割を明確化するとともに意思決定の迅速化を図ります。また、管理部門人材のリスキリングを進め、スリム化とリスク管理強化の両立を目指します。

ハ. DX実装化の推進

DXツール活用により製造プロセスの可視化・数値化による最適生産工程管理を実行し、工場工程管理業務の省力化やRPA化を促進し、各種定型業務の効率化を推進します。また次期基幹システム導入計画の検討に着手します。

二. SDGs経営の推進

当社グループは、SDGsをはじめとする社会課題やESG（環境・社会・ガバナンス）に関する社会的要請の変化を踏まえ、優先的に取り組むべきマテリアリティ（サステナビリティ上の重要課題）10項目を2019年度に特定しました。翌年度にはKPIおよび年度目標を策定のうえ、各々の取り組みを加速させ、成果を追求しております。引き続き2023年度目標の達成に向け注力するとともに、カーボンニュートラルへの取り組みをさらに強化する等、サステナビリティ経営の更なる深化に努めます。

③次期中期経営計画策定に向けた施策の立案および検討

イ. 事業本部の再編・強化

全体最適およびシナジーを意識した事業本部の再編・販売会社統廃合検討に加え、ROICを採用して検討した事業ポートフォリオ戦略の実行と成長分野への生産能力増強検討を進めます。

ロ. 新製品・新技術開発および新事業推進体制の強化

新規事業分野の売上高が伸び悩んでいる現状への対策として、全社横断的な新規事業開発組織、あるいは新研究所設立を検討し、開発力の強化を推進します。

ハ. 研究開発の抜本的見直し

現在検討中の研究開発テーマを総ざらいしテーマの絞り込みとカテゴリー別研究開発ポートフォリオの設定を行います。また、海外企業や大学との協業や、M&Aを含めた新規技術の積極的な獲得・導入の検討を推進します。

ニ. 生産本部の機能強化

グループ全体の生産拠点に対する横串機能を強化するため、生産本部の組織・体制見直しを実施するとともに、生産拠点統廃合のマスタープラン検討にも着手します。また工場ごとにスマートファクトリー化による最適生産計画化を実現していきます。

ホ. 経営企画機能の強化

経営戦略の立案・確実な遂行のため、各種経営企画機能の強化を推進します。

ヘ. 持続的成長に向けた人事制度の深化

引き続き、全社員による「充実人生 経営宣言」の実践を通して良質な職場づくりを継続するとともに、パフォーマンスに基づく等級・報酬につながる人事制度への改定や、戦略実現のための要員計画・人員配置を進めるなど将来を担う人財の育成に向けた制度の構築とチャレンジングな企業風土の醸成を進めます。

ト. 投資方針の策定

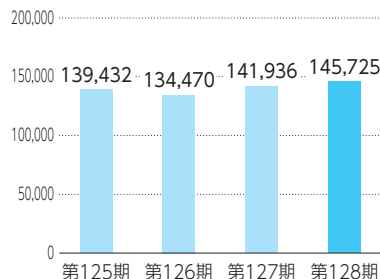
事業構造改革の加速に資する投資を積極的に行うため、次期中期経営計画期間に亘る投資枠を設定する予定です。

(5) 財産および損益の状況の推移

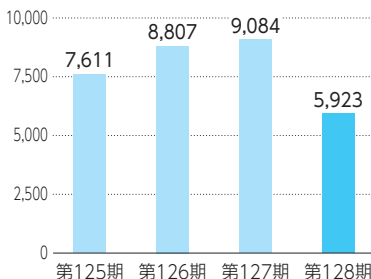
区 分	第125期 (2019.4.1~2020.3.31)	第126期 (2020.4.1~2021.3.31)	第127期 (2021.4.1~2022.3.31)	第128期 (2022.4.1~2023.3.31)
売 上 高 (百万円)	139,432	134,470	141,936	145,725
経 常 利 益 (百万円)	7,611	8,807	9,084	5,923
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	13,091	5,332	6,660	2,460
1株当たり当期純利益 (円)	134.47	54.77	68.47	25.30
総 資 産 (百万円)	144,956	142,743	147,061	149,274
純 資 産 (百万円)	82,840	87,367	92,055	92,658
1株当たり純資産 (円)	835.82	880.28	928.28	937.34

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。
2. 第127期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を適用しております。

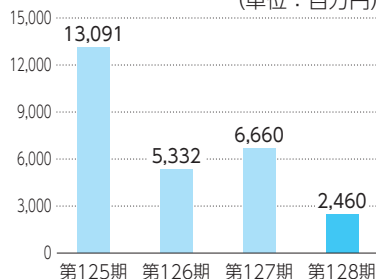
● 売上高 (単位：百万円)



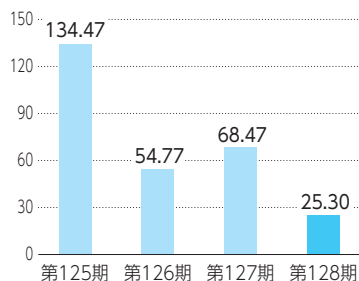
● 経常利益 (単位：百万円)



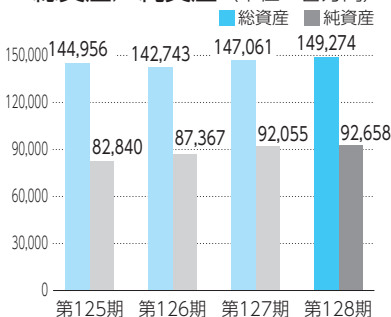
● 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



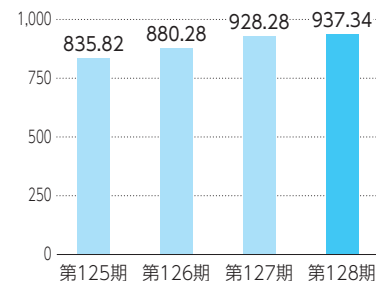
● 1株当たり当期純利益 (単位：円)



● 総資産／純資産 (単位：百万円)



● 1株当たり純資産 (単位：円)



(6) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
建築資材事業	波板、ポリカーボネートプレート、ポリカーボネート加工品、畜産資材製品、FRP製品、防煙垂れ壁、雨どい、管工機材製品、研ぎ出し流し、雨水貯留浸透槽製品、プラスチック看板および屋外広告物、サイネージ、LED表示器、防滑性ビニル長尺床材、遮音・防滑性階段用床材、内外装用化粧シート、表面材および木口材、防災製品（軽量パネル止水板）他
環境資材事業	農業用ビニルフィルム、農業用POフィルム、農業用関連資材、梱包用紐・ロープ、灌水チューブ、土木シート、水膨張性止水材、止水板、プラスチック網状製品、防草シート、高耐圧ポリエチレン管、高耐圧面状排水材、樹脂被覆カラー鉄線、樹脂被覆カラー鋼管、上・下水道施設用覆蓋、上水道施設用傾斜板、下水道管渠リニューアル工法、大型PEタンク 他
高機能材事業	塩ビプレート、ポリカーボネートプレート、PETプレート、その他機能樹脂プレート、複合プレート、プレート加工補助材料、各種機能樹脂切削用材料、フィルタープレス用PP製ろ過板、アセテートシート、マイクロモータ、超微粒子マテリアル 他
機能フィルム事業	包装用熱収縮フィルム、チャックテープ 他

(7) 当社の主要な拠点

本社	東京本社（東京都港区港南二丁目15番1号） 大阪本社（大阪市北区梅田三丁目1番3号）
支店	東北（仙台市青葉区）、東京（東京都港区）、中部（名古屋市中区）、大阪（大阪市北区）、中四国（広島市中区）、九州（福岡市博多区）
営業所	札幌（札幌市中央区）
工場	網干（兵庫県たつの市）、揖保川（兵庫県たつの市）、安富（兵庫県姫路市）、東京（茨城県かすみがうら市）、滋賀（滋賀県湖南市）、栃木（栃木県芳賀郡）、岡山（岡山県新見市）、平塚（神奈川県平塚市）、佐野（栃木県佐野市）
研究所	総合（滋賀県湖南市）

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、伊藤忠商事株式会社であり、同社は当社の株式を54,142千株（議決権比率55.5%）保有しております。当社は同社との間に、原材料等の仕入の取引関係があります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 親会社との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、少数株主保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

原材料等の仕入取引については、市場価格を勘案して決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、すべての取引について、あらかじめ定められた各種規程に基づき、厳格な運営を行っており、特に親会社との間の重要な取引については、独立社外取締役が委員の過半数を占めるガバナンス委員会に諮問し答申を得たうえで当該取引の適正性・合理性を確認しており、取締役会としては、適正性・合理性は確保され、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

③ 親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要

該当事項はありません。

④ 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
タキロンシーアイ プラス株式会社	東京都港区	70百万円	100.00%	エクステリア、建材、住設機器、 管工機材、家庭日用品の販売
タキロンマテックス株式会社	東京都港区	50百万円	100.00%	建築内装資材の販売、建築内装工 事の施工請負、プラスチック製品 の販売
BONLEX EUROPE S.r.l.	イタリア ヴェネト州	5,300千 ユーロ	100.00%	建築用資材の製造販売
タキロンシーアイ アグリ株式会社	札幌市 中央区	301百万円	100.00%	農業用資材ならびに機材の加工、 販売 合成樹脂およびゴム製雑貨類の加 工、販売
シーアイマテックス株式会社	東京都港区	250百万円	100.00%	農業用資材、肥料の販売
タキロンシーアイ シビル株式会社	大阪市北区	859百万円	100.00%	各種プラスチック製品の製造、 加工ならびに各種機械、器具、装 置および金型の設計、製作および 販売 土木・建設工事の請負ならびに設 計監理
Bonset America Corporation	米国 ノースカロライナ州	10,000千 米ドル	80.00%	包装用収縮フィルムの製造販売

- (注) 1. 株式会社ヨコビは、2022年4月1日付でシーアイアグリ株式会社を吸収合併し、商号をタキロンシーアイアグリ株式会社に変更しました。
2. 当社は、2023年3月2日付で株式会社ミヨシの全発行済株式を取得し持分法適用子会社としました。
3. 当事業年度末日における連結子会社は23社（上記の重要な子会社を含む。）および持分法適用子会社は1社となりました。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数
建築資材事業	714名(209名)
環境資材事業	945名(218名)
高性能材事業	454名(131名)
機能フィルム事業	456名(30名)
全社(共通)	603名(169名)
合計	3,172名(757名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している者であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,095名	11名増	44歳2か月	19年4か月

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,263百万円
C i t i b a n k , N . A .	1,335百万円
三井住友信託銀行株式会社	825百万円

3.会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
齋藤 一也	代表取締役社長	内部監査担当
福田 祐士	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐 兼 経営企画・研究開発・海外事業管掌
三宅 貴久	取締役 専務執行役員	環境資材事業本部長
上田 明裕	取締役 専務執行役員	機能フィルム事業本部長
羽多野 憲一	取締役	
高坂 佳詩子	取締役	弁護士法人色川法律事務所 弁護士 株式会社カネミツ社外監査役
貝出 健	取締役	
岡嶋 俊郎	常勤監査役	
金富 正道	監査役	伊藤忠商事株式会社 エネルギー・化学品カンパニー CFO
大砂 雅子	監査役	金沢工業大学産学連携室教授 日比谷総合設備株式会社社外取締役 EIZO株式会社社外取締役 [監査等委員]
荒木 隆志	監査役	荒木隆志公認会計士事務所所長 トランザクション・サポート株式会社代表取締役 荒木隆志税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役 羽多野憲一、高坂佳詩子、貝出健の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 大砂雅子、荒木隆志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 金富正道氏は、伊藤忠商事株式会社において長年にわたり監査部門に携わり、監査役 荒木隆志氏は、公認会計士および税理士であり、ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
上田 明裕	取締役 専務執行役員 機能フィルム事業本部長	取締役 専務執行役員 建築資材事業本部長	2022年10月1日

5. 2023年4月1日付の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧
齋藤 一也	取締役会長	代表取締役社長 内部監査担当
福田 祐士	代表取締役社長	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 経営企画・研究開発・海外事業管掌
三宅 貴久	取締役 専務執行役員 高機能材事業本部長	取締役 専務執行役員 環境資材事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役等（非業務執行取締役を除く取締役および執行役員）の報酬制度は、当社の経営計画および経営方針にて求められる役割を果たすことを目指すものであり、下記により構成する。

イ. 基本方針

- ・ 持続的な成長を実現する為、中長期的な企業価値と連動した報酬とする。
- ・ 失敗を恐れず自発的かつ積極的にチャレンジを促すものとする。
- ・ 優秀な人材を確保・維持するうえで、当社が適切と考える水準を同業他社と比較して設定する。
- ・ 社外取締役が半数以上かつ委員長を務める指名・報酬委員会の審議を経る事で、客観性と透明性を確保する。

ロ. 役員報酬の構成

当社取締役等の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等として短期インセンティブ（賞与）および非金銭報酬等として中長期インセンティブ（株式報酬）の3つにより構成される。

また、報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬、短期インセンティブ（賞与）、中長期インセンティブ（株式報酬）＝61：28：11とする（KPIを100%達成した場合の比率。）。

- ・ 固定報酬

固定報酬は、役員の実績および能力に応じて決定する役位に加えて同一役位内にあっても経営に対する役割の大きさも評価した上で決定するものとし、月額報酬として支給する。

- ・ 短期インセンティブ（賞与）

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるべく、当該事業年度の連結営業利益および連結当期純利益の達成率を反映したものとし、さらに役員個々の定性・定量評価を反映して算出した額を毎年一定の時期に支給する。

- ・ 中長期インセンティブ（株式報酬）

株式交付信託（業績連動）および事前交付型譲渡制限付株式報酬で構成する。

株式交付信託については、中期経営計画の達成率を踏まえて付与されるポイント相当分を役員退任時に株式に変えて支給するものとし、譲渡制限付株式については、企業価値向上、株主との価値共有を図るべく、毎年一定の時期に支給する事前交付型とする。

ハ. 役員個人別の報酬等の決定の委任

個人別の報酬額については、本件に関し取締役会より委任を受けた取締役会長または取締役社長いずれかが最終決定権を有するものとする。その委任された権限は、個人別の固定報酬の額、賞与の基準体系および役員個々の定性・定量評価を反映させた個人別の賞与額について立案し、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して最終決定するものとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を作成するよう指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第111期定時株主総会において年額420百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第126期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の株式交付信託は、1事業年度あたり上限30,000ポイント、対象期間3年間の拠出金額の上限は合計金90百万円以内、譲渡制限付株式報酬制度の限度額は、年額20百万円以内と決議されております。いずれも当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年2月24日開催の臨時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会決議の効力発生日（2017年4月1日）時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会より委任を受けた取締役社長齋藤一也が個人別の固定報酬の額、賞与の基準体系および役員個々の定性・定量評価を反映させた個人別の賞与額について立案し、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して決定をしています。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであります。

なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会にて定めた「株式交付規程」「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	株式報酬		
				株式交付信託	譲渡制限付株式	
取締役 (うち社外取締役)	208.8 (26.4)	160.8 (26.4)	28.7 (-)	8.9 (-)	10.4 (-)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	38.7 (12.9)	38.7 (12.9)	-	-	-	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	247.5 (39.3)	199.5 (39.3)	28.7 (-)	8.9 (-)	10.4 (-)	12名 (6名)

- (注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 非業務執行取締役および監査役の報酬は、固定報酬のみであります。
3. 賞与の額は、当事業年度の連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の見込み額から算出した当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。当該業績指標を選定した理由は業績への寄与を反映するものであるからです。なお、実績は、連結営業利益5,791百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,460百万円であります。
4. 株式報酬は、株式交付規程に基づき当事業年度に費用計上した額および譲渡制限付株式報酬規程に基づき当事業年度に取締役に割り当てられた額であります。
5. 2006年6月29日開催の第111期定時株主総会決議による取締役報酬限度額は、年額420百万円以内、2017年2月24日開催の臨時株主総会決議による監査役報酬限度額は、年額70百万円以内であります。
6. 上記(注)5.とは別枠で2021年6月25日開催の第126期定時株主総会決議による業績連動型株式報酬制度の株式交付信託は、1事業年度あたり上限30,000ポイント、対象期間3年間の拠出金額の上限は合計金90百万円以内、譲渡制限付株式報酬制度の限度額は、年額20百万円以内であります。
7. 前事業年度に係る役員賞与として、前事業年度に係る事業報告に記載した役員賞与引当金繰入額49.1百万円のほか、取締役(社外取締役を除く。)3名に対して、当事業年度中に7.4百万円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
取締役	高坂佳詩子	弁護士法人色川法律事務所弁護士 株式会社カネミツ社外監査役
監査役	大砂雅子	金沢工業大学産学連携室教授 日比谷総合設備株式会社社外取締役 ELZO株式会社社外取締役 [監査等委員]
監査役	荒木隆志	荒木隆志公認会計士事務所所長 トランザクション・サポート株式会社代表取締役 荒木隆志税理士事務所所長

(注) 重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
取締役	羽多野 憲一	取締役会17回すべてに出席し、長年総合化学メーカーの経営に携わって培われた豊富な経験と知見に基づき、適切な経営の意思決定と監督の遂行のために積極的な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の一員として活発な審議に参画するとともに、ガバナンス委員会の委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
取締役	高坂佳詩子	取締役会17回すべてに出席し、弁護士として高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を活かし、適切な経営の意思決定と監督の遂行のために積極的な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たすとともに、ガバナンス委員会の一員として活発な審議に参画しております。
取締役	貝出 健	2022年6月28日開催の第127期定時株主総会において選任され、就任後の取締役会13回すべてに出席し、長年総合化学メーカーの経営に携わって培われた豊富な経験と知見に基づき、適切な経営の意思決定と監督の遂行のために積極的な発言を行っております。また、ガバナンス委員会の一員として活発な審議に参画しております。
監査役	大砂雅子	取締役会17回すべて、監査役会19回すべてにそれぞれ出席し、日本貿易振興機構（ジェトロ）での勤務や大学教授としての活動を通して培われた経験と知見および国際経済を中心とした高度な専門性と多様性に基づき、積極的な発言を行っております。
監査役	荒木隆志	取締役会17回すべて、監査役会19回すべてにそれぞれ出席し、監査法人や自身が代表を務める財務アドバイザー会社での活動を通して培われた豊富な経験と知見および公認会計士・税理士としての財務・会計に関する高度な専門性や見識に基づき、積極的な発言を行っております。また、ガバナンス委員会の一員として活発な審議に参画しております。

4.会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
75百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
101百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の海外連結子会社は、当社の監査公認会計士である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して、監査証明業務に基づく報酬として63百万円の支払をしております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および従前の事業年度における職務執行状況や監査品質を確認し、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条1項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の適正性および信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5.内部統制システムに関する事項

当社が取締役会にて決議した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の内容は、次のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令遵守を重要課題と考え、「タキロンシーアイグループ企業行動基準」を当社およびグループ会社の全役職員が遵守すべき行動規範とし、これを実践するための「タキロンシーアイグループコンプライアンス・プログラム」を定める。
- ②当社は、内部統制システムに資するグループコンプライアンス経営の充実に努めるため、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その審議内容について経営会議決議を経て取締役会へ報告する。
- ③当社は、法務・コンプライアンス部を設置し、当社およびグループ会社を対象としたコンプライアンスに関する教育・研修の実施や、自浄作用を確保するための内部通報制度の整備および運用を行う。
- ④当社は、社長が直轄する内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、当社およびグループ会社の業務全般に関する法令、定款および社内規程の遵守状況等につき、定期的な監査を実施する。
- ⑤当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当な要求を受け入れず、これを排除する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）のほか、重要な業務の執行に係る事項が記録された文書を、法令および「情報管理規程」等の社内規程の定めるところにより保存し、管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、損失の危険（リスク）に対応するため、「リスク管理規程」等を社内規程に定め、経営

企画部をリスク管理事務局とし、当社および各グループ会社にリスク管理責任者を置き、年度ごとにリスク管理のマネジメントプロセスを運用する。当該プロセスにおいて、リスク識別結果、リスク評価結果およびリスク対処策につき、経営会議で承認を得たうえでリスク対処策を実施する。

- ②当社は、当社グループの防災、災害対応および事業継続を図るため、「事業継続推進規程」、「災害対応マニュアル」および「事業継続推進細則」を定める。同規程に基づき事業継続推進委員会を設置し、同細則に記載の防災、災害対応および事業継続に関する方針・計画の策定と運用、教育・訓練、点検および是正措置、見直し等を実施する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、法令、定款および「取締役会規程」に従うものとし、取締役会を原則として毎月1回開催のうえ、重要な経営の意思決定等を行う。
- ②取締役会は、取締役および執行役員に業務委嘱を行い、業務の執行を行わせるとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- ③業務執行取締役は、自己の職務の執行状況について、3か月に1回以上の頻度で取締役会へ報告する。
- ④当社は、業務執行に関する重要事項の決定を適切かつ機動的に行うため、社長および本部長を主メンバーとして構成された経営会議を原則として毎月1回開催し、当該重要事項について協議・決定する。
- ⑤当社およびグループ会社は、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各役職者の権限および責任の明確化を図る。
- ⑥当社は、取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を確保しつつ、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が委員の過半数を占めるとともに、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会およびガバナンス委員会を設置する。
- ⑦当社は、サステナビリティ経営の推進のため、俯瞰的かつ長期的な視点で全体統制を図るサステナビリティ委員会を設置し、同委員会は、審議状況について定期的に経営会議を経て取締役会へ報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、各グループ会社に取り締役および監査役を派遣する。
- ②当社は、「関係会社管理規程」にグループ会社より事前に協議を受ける事項および事後遅滞なく報告を受ける事項を定めるとともに、各グループ会社の主管部門を設けグループ会社の経営の管理や指導および支援を行う。
- ③当社は、「タキロンシーアイグループコンプライアンス・プログラム」に基づき当社および各グループ会社にコンプライアンス責任者を置き、当社グループのコンプライアンス体制を整備および運用する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、専従の監査役スタッフを置く。監査役スタッフの指揮命令権限は、常勤監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員および他の使用人は、監査役スタッフに対して指揮命令権限は有していない。また、当該監査役スタッフの選任、人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前の常勤監査役の同意を必要とする。

(7) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ①監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、また取締役等から職務の執行状況を聴取し、関係文書を閲覧等することができる。
- ②当社およびグループ会社の全役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見またはその報告を受けたときには、監査役に報告することが自らの責務であると強く認識し、直ちに報告する。
- ③当社およびグループ会社は、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ④内部監査室は、監査役に対して、当社およびグループ会社における内部監査の現状を適宜報告する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、監査役監査の重要性と有用性を強く認識するとともに、監査役と職務の執行状況等について定期的に情報・意見交換を行う。
- ②監査役は、監査役監査を実効的かつ効率的に行うため、内部監査室や会計監査人と適宜情報・意見交換を行う。

6.内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

「タキロンシーアイグループコンプライアンス・プログラム」に基づき、2022年度においてコンプライアンス委員会を6回開催し、コンプライアンス事案への対処、再発防止策の策定やコンプライアンス啓蒙についての協議および「タキロンシーアイグループコンプライアンス・プログラム」の改定など、グループコンプライアンス経営の充実を図りました。また、コンプライアンスやハラスメントに関する教育・研修のため、当社グループ内の全役職員対象のコンプライアンスセミナーやハラスメント相談窓口担当者向けセミナー、コンプライアンス意識調査、改定後のコンプライアンス・プログラムの周知と誓約書取得を実施しました。

(2) リスク管理体制

当社グループに内在するリスクは、「リスク管理規程」に則り、継続的に低減活動が実施される仕組みとしており、当社グループ全体におけるリスク識別結果、リスク評価結果およびリスク対処策を経営会議に上程し、対処策を決定しております。また、「事業継続推進規程」に則り、定期的に事業継続戦略のセルフチェックおよび対応訓練を国内の全生産拠点で実施しております。

(3) グループ管理体制

当社は、当社グループの連結経営の強化を図るため、各グループ会社に取り締役および監査役を派遣しております。また、各グループ会社の主管部門はグループ会社の経営を管理し、「関係会社管理規程」に則りグループ会社より事前の協議あるいは事後遅滞なく報告を受け、指導および支援を行っております。

(4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役、内部監査室、会計監査人と適宜情報・意見交換を行っております。

(5) 取締役会による監督

当社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、重要な経営の意思決定を行っております。また、業務執行取締役および執行役員は3か月に1回以上職務および業務の執行状況を取締役に報告しております。

(注) 本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

以 上

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	98,095
現金及び預金	5,603
受取手形、売掛金及び契約資産	33,295
電子記録債権	13,637
商品及び製品	16,561
仕掛品	3,540
原材料及び貯蔵品	8,024
預け金	16,141
その他	1,330
貸倒引当金	△40
固定資産	51,178
有形固定資産	40,033
建物及び構築物	14,352
機械装置及び運搬具	9,347
土地	12,609
リース資産	240
建設仮勘定	997
その他	2,486
無形固定資産	2,755
その他	2,755
投資その他の資産	8,389
投資有価証券	3,036
繰延税金資産	2,238
退職給付に係る資産	458
その他	2,658
貸倒引当金	△2
資産合計	149,274

科目	金額
負債の部	
流動負債	46,233
支払手形及び買掛金	25,240
電子記録債務	5,964
短期借入金	5,939
リース債務	204
未払法人税等	797
未払消費税等	284
賞与引当金	1,810
役員賞与引当金	181
設備関係支払手形	477
その他	5,333
固定負債	10,382
リース債務	1,426
繰延税金負債	682
製品保証引当金	699
株式給付引当金	95
退職給付に係る負債	5,576
資産除去債務	158
その他	1,743
負債合計	56,615
純資産の部	
株主資本	89,071
資本金	15,204
資本剰余金	31,034
利益剰余金	43,003
自己株式	△170
その他の包括利益累計額	2,114
その他有価証券評価差額金	94
繰延ヘッジ損益	△10
為替換算調整勘定	1,380
退職給付に係る調整累計額	650
非支配株主持分	1,471
純資産合計	92,658
負債・純資産合計	149,274

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

連結損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

科目	金額
売上高	145,725
売上原価	108,415
売上総利益	37,310
販売費及び一般管理費	31,518
営業利益	5,791
営業外収益	
受取利息及び配当金	136
受取貸入金	141
助成金の収入	66
その他	263
営業外費用	
支払利息	139
賃貸収入原価	73
持分法による投資損失	53
その他	210
経常利益	476
特別利益	5,923
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	81
ゴルフ会員権売却益	5
退職給付制度改定益	131
関係会社清算益	185
特別損失	
固定資産処分損失	146
減損損失	1,345
投資有価証券売却損失	6
ゴルフ会員権評価損	7
製品保証引当金繰入額	294
新型コロナウイルス感染症による損失	140
税金等調整前当期純利益	1,939
法人税、住民税及び事業税	4,393
法人税等調整額	1,511
当期純利益	589
当期純利益	2,292
非支配株主に帰属する当期純損失	2,292
親会社株主に帰属する当期純利益	167
	2,460

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

連結株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	15,189	30,981	43,175	△178		89,167
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	15	15				30
剰 余 金 の 配 当			△2,632			△2,632
親会社株主に帰属する当期純利益			2,460			2,460
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分				9		9
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		37				37
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	15	52	△ 172	8		△95
当 期 末 残 高	15,204	31,034	43,003	△170		89,071

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	76	△12	625	387	1,076	1,811	92,055
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							30
剰 余 金 の 配 当							△2,632
親会社株主に帰属する当期純利益							2,460
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							37
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	18	2	755	263	1,038	△340	698
当 期 変 動 額 合 計	18	2	755	263	1,038	△340	602
当 期 末 残 高	94	△10	1,380	650	2,114	1,471	92,658

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	65,032
現金及び預金	2,975
受取手形	1,278
電子記録債権	4,918
売掛金	12,093
商品及び製品	9,262
仕掛品	1,346
原材料及び貯蔵品	2,236
前払費用	42
短期貸付金	12,632
1年内回収予定の長期貸付金	468
未収入金	1,627
預け金	16,141
その他	13
貸倒引当金	△5
固定資産	46,291
有形固定資産	22,121
建物	7,193
構築物	578
機械及び装置	2,736
車両運搬具	35
工具、器具及び備品	791
土地	10,251
リース資産	52
建設仮勘定	482
無形固定資産	2,283
ソフトウェア	2,251
リース資産	5
その他	25
投資その他の資産	21,886
投資有価証券	2,693
関係会社株式	10,829
関係会社出資	1,446
長期貸付金	1,946
長期前払費用	271
貸貸用資産	1,198
前払年金費用	1,283
繰延税金資産	1,475
その他	827
貸倒引当金	△87
資産合計	111,324

科目	金額
負債の部	
流動負債	26,778
電子記録債務	1,752
買掛金	17,570
短期借入金	2,300
リース債務	25
未払金	1,810
未払費用	776
未払法人税等	277
賞与引当金	974
役員賞与引当金	45
契約負債	32
預り金	839
設備関係支払手形	357
その他	14
固定負債	4,594
リース債務	46
株式給付引当金	95
退職給付引当金	3,474
製品保証引当金	294
資産除去債務	88
その他	595
負債合計	31,373
純資産の部	
株主資本	79,056
資本金	15,204
資本剰余金	28,548
資本準備金	14,676
その他資本剰余金	13,871
利益剰余金	35,473
利益準備金	1,223
その他利益剰余金	34,250
配当準備積立金	200
固定資産圧縮積立金	96
別途積立金	3,750
繰越利益剰余金	30,203
自己株式	△170
評価・換算差額等	894
その他有価証券評価差額金	905
繰延ヘッジ損益	△10
純資産合計	79,951
負債・純資産合計	111,324

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

科目	金額	金額
売上高		72,323
売上原価		51,418
売上総利益		20,905
販売費及び一般管理費		17,499
営業利益		3,406
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,329	
受取賃料	139	
その他の	112	2,582
営業外費用		
支払利息	82	
賃貸収入原価	73	
賃貸資産修繕費	68	
貸倒引当金繰入額	85	
その他の	119	428
経常利益		5,559
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	231	
ゴルフ会員権売却益	5	
関係会社清算益	185	423
特別損失		
固定資産処分損失	82	
減損損失	316	
投資有価証券売却損失	6	
関係会社株式評価損	514	
ゴルフ会員権評価損	7	
製品保証引当金繰入額	294	1,220
税引前当期純利益		4,762
法人税、住民税及び事業税	495	
法人税等調整額	447	943
当期純利益		3,819

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	15,189	14,661	13,871	28,532	1,223	200	96	3,750	29,017	34,287
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	15	15		15						
剰 余 金 の 配 当									△2,632	△2,632
当 期 純 利 益									3,819	3,819
自 己 株 式 の 取 得										
自 己 株 式 の 処 分										
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	15	15	—	15	—	—	—	—	1,186	1,186
当 期 末 残 高	15,204	14,676	13,871	28,548	1,223	200	96	3,750	30,203	35,473

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その 他有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△178	77,831	991	△13	978	78,809
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		30				30
剰 余 金 の 配 当		△2,632				△2,632
当 期 純 利 益		3,819				3,819
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
自 己 株 式 の 処 分	9	9				9
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		—	△86	2	△83	△83
当 期 変 動 額 合 計	8	1,225	△86	2	△83	1,141
当 期 末 残 高	△170	79,056	905	△10	894	79,951

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

タキロンシーアイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河津 誠 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 博 規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タキロンシーアイ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキロンシーアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

タキロンシーアイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河津 誠 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 博 規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タキロンシーアイ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットによるWeb会議システム等も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、当社の取締役会において子会社を所管する本部の執行役員（会社との委任契約に基づき、会社の業務の執行を担当する役員をいう。）から定期的に事業及び財産並びに経営上のリスク管理の状況等の報告を受け、また子会社の監査役と意思疎通及び情報の交換、会計監査人及び内部監査室等による往査結果報告会に出席し、必要に応じて説明を求めました。

- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第五号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

タキロンシーアイ株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 嶋 俊 郎 ㊟

監査役 金 富 正 道 ㊟

監査役（社外監査役）大 砂 雅 子 ㊟

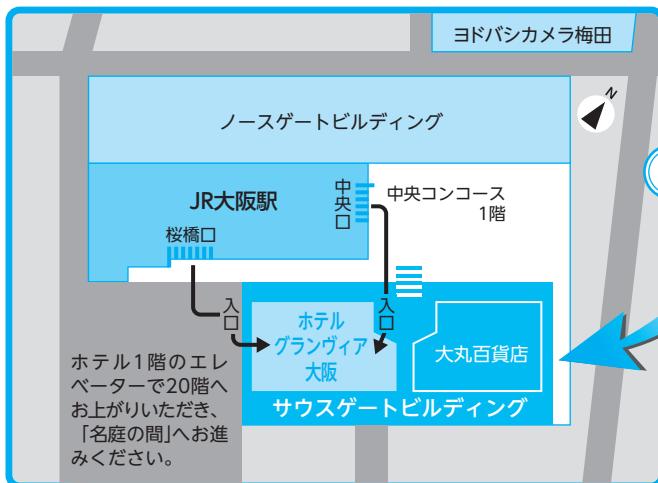
監査役（社外監査役）荒 木 隆 志 ㊟

以 上

第128期 定時株主総会 会場ご案内図

[株主総会会場]

な に わ
ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭の間
大阪市北区梅田三丁目1番1号 TEL 06-6344-1235(代表)



交通のご案内



JR大阪駅

1階中央改札を出て右手すぐ

当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

